



果実とやすらぎの里・北海道仁木町

# Niki 議会だより にき

No.117

平成30年2月8日発行

平成28年度

各会計の決算を認定



## CONTENTS

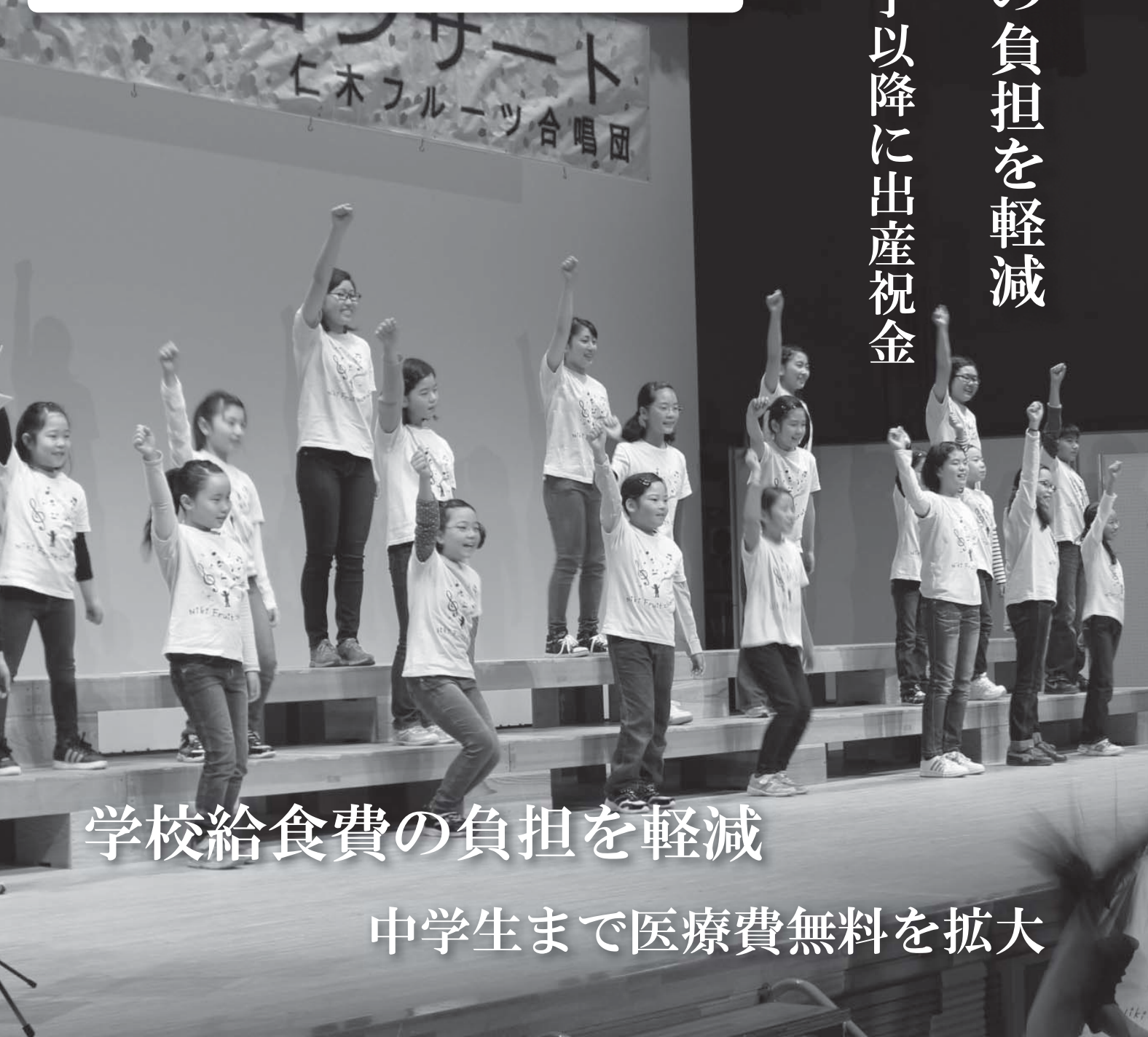
<b>第4回</b>	平成28年度決算	<b>全ての会計を認定</b>	<b>4</b>
<small>Town NIKI assembly</small>		<small>余市川土地改良区実施の</small>	
<b>定例会</b>	補正予算	<b>農業用水路改修へ助成</b>	<b>5</b>
<b>町政のそこが聞きたい</b>	<b>一般質問</b>	6人の議員が登壇	<b>7</b>
議会活性化特別委員会	<b>議員の政治倫理を確立</b>		<b>14</b>



私お姉ちゃんになったよ！（関連記事16ページ）

# 平成28年度決算を認定

～各種子育て支援の充実を図る～



保育料の負担を軽減  
第三子以降に出産祝金

学校給食費の負担を軽減

中学生まで医療費無料を拡大

## 定例会のあらまし

第4回定例会は、12月21日に開会し、同日閉会しました。

町から、条例改正、補正予算、人事案件が上程され、全ての議案を可決しました。

また、第3回定例会で委員会付託した、平成28年度各会計決算認定は、委員会審査報告の後、採決した結果、すべての会計を認定しました。

議会からは、1件の条例制定、議員から2件の意見書を提出し、全ての議案を可決しました。

一般質問では、6人の議員が登壇し、町長に考えを問いました。

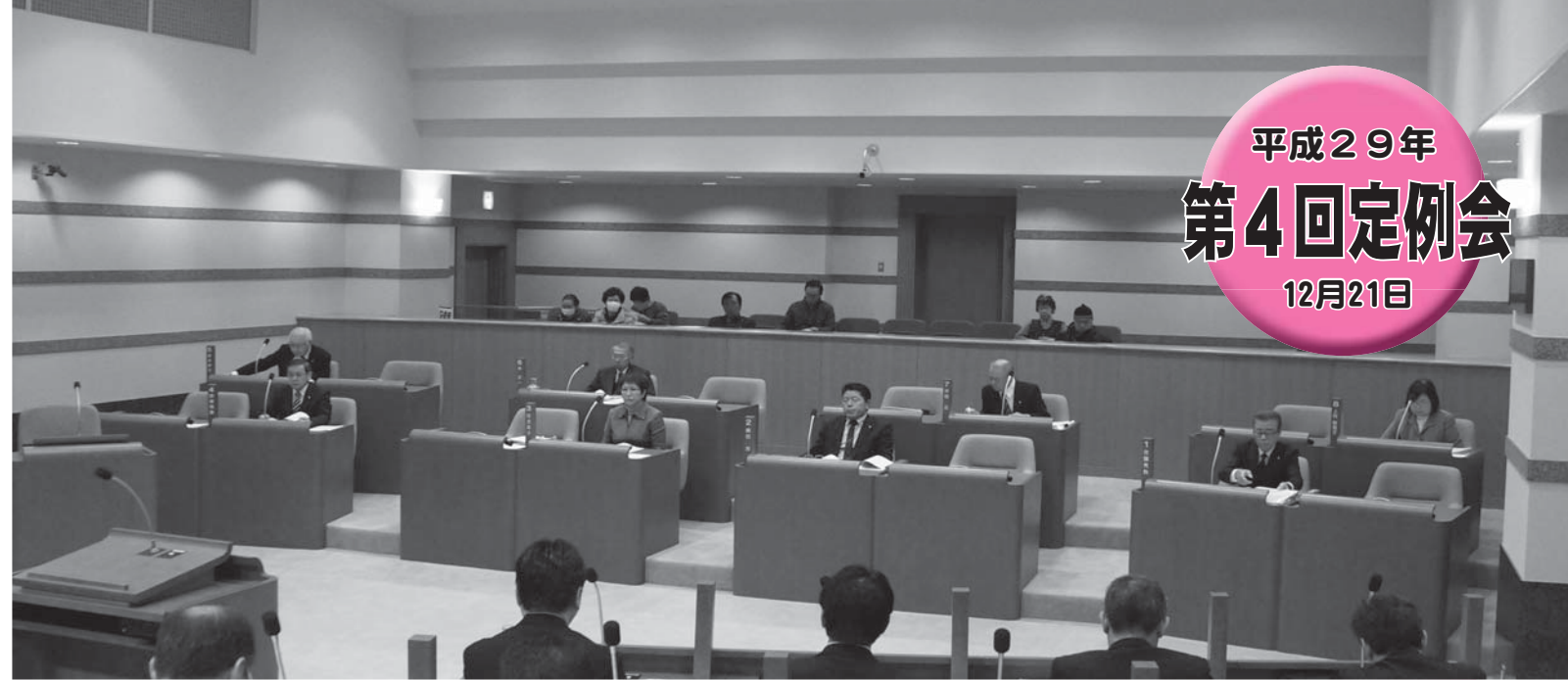
町民にわかりやすく身近な

議会を目指して

今年も議員全員で取り組んでまいります

仁木町議会議員一同





平成28年度決算

全ての会計を認定

決算認定

平成29年第3回定例会で決算特別委員会（住吉委員長・佐藤副委員長）に付託した、平成28年度各会計決算認定にかかる審査報告書について、住吉委員長より報告がありました。

委員長報告の後、全会計の質疑を一括して行い、採決の結果、全ての会計を**全員賛成で認定**しました。

決算特別委員会審査報告

一般会計の歳出では、地域おこし協力隊の活動状況、出産祝金の拡大、デイサービスセンターの利用状況、墓地の管理状況、ワインツーリズム事業の検証結果、フルーツパークにきの活用方策、町2大イベントの事業効果、除雪車更新のメリット、ALT導入の費用対効果などについての質疑（確認）、歳入では、ふるさと納税寄附金の増収方策、遊休町有地の活用（売買等）、各種税・徴収金等の滞納状況などについての質疑があったが、討論はなく、採決の結果、賛成多数で「認定すべきもの」と決定した。

また、特別会計では、簡易水道事業特別会計で、一般会計繰入金の内容、水道使用料の滞納状況、今後の水道需要についての質疑（確認）があったが、討論はなく、採決の結果、全特別会計を賛成多数で「認定すべきもの」と決定した。

条例改正

▼仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 **全員賛成で可決**

▼特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部改正 **全員賛成で可決**

▼仁木町職員の給与に関する条例の一部改正 **全員賛成で可決**

一般会計補正予算（第4号）

余市川土地改良区実施の

農業用水路改修へ助成

補正予算

◇**一般会計（第4号）**  
一般会計予算は、条例改正に伴う人件費、余市協会病院救急医療体制維持補助金、余市川土地改良区が実施する用水路河川横断工等改修事業への補助金などによる増額補正や、各種事業終了による減額補正が提案され、審議・採決の結果、**全員賛成で可決**しました。

平成29年度各会計補正予算結果

補正額	予算総額
・一般会計（4回目の補正）※専決処分 517万8000円増	39億4338万2000円
・一般会計（5回目の補正） 403万円減	39億3935万2000円
・国民健康保険事業特別会計（2回目の補正） 1967万4000円増	2億5678万6000円
・簡易水道事業特別会計（2回目の補正） 105万1000円減	2億8780万7000円
・後期高齢者医療特別会計（2回目の補正） 5万2000円減	6422万3000円

人事案件

◇**一般会計（専決第1号）**  
一般会計予算は、10月22日に行われた第48回衆議院議員選挙の必要経費などによる増額補正が提案され、審議・採決の結果、**全員賛成で承認**しました。

◇**国保特別会計（第2号）**

全員賛成で可決

◇**簡水特別会計（第2号）**

全員賛成で可決

◇**後期医療特別会計（第2号）**

全員賛成で可決

人権擁護委員候補者に加藤さんを再推薦することに対し、**全員賛成で適任と答申**しました。

人権擁護委員候補者に**加藤さんを再推薦**

◆人権擁護委員候補者

加藤 美佐子 さん  
(大江)

佐藤町長の行政報告

予約制バス試験運行を実施しました

9月の1か月間、町営予約制バスの試験運行を行ったところ、310人の利用者があり、昨年度と比較して約30%の増加となりました。また、運行本数も140便と、稼働率についても増加しています。

ファイターズまち応援大使が決定しました

北海道日本ハムファイターズの選手が「まち応援大使」を務める事業に本町が選定され、抽選の結果、矢野謙次選手と高梨裕稔選手が大使となりました。今後は、野球教室やグッズ作成等を行い町内を盛り上げていきます。



左から矢野選手・高梨選手  
役場にパネルなどを展示しています。

角谷教育長の教育行政報告

学用品費の入学年度前支給をします

国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」が平成29年3月31日付で改正され、新入学児童生徒学用品費の入学年度前支給が可能となりました。そのため、後志管内の多くの町村が平成30年度入学分から実施する意向であることから、本町においても検討を進め、同様の内容で実施できるよう、町の要綱の一部改正を決定しました。

改修が必要な農業用水路

# 一般質問

第4回定例会の一般質問には、6人の議員が登壇しました。紙面の都合により、内容を要約してお知らせします。

# 町政のそこが聞きたい



佐藤 秀教 議員 8  
平成30年度に向けた予算のあり方について



水田 正 議員 9  
本町農業の将来像について



野崎 明廣 議員 10  
本町の米政策について



林 正一 議員 11  
いじめの実態と対策について



住吉 英子 議員 12  
地域づくりによる介護予防の推進について  
地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現に向けて



上村智恵子 議員 13  
まちづくり基本条例の制定について

## ニキポーの家に？ 一般質問とは

一般質問とは、議員が町政全般にわたり、執行機関に対して事務の執行状況及び将来に対する方針等について所信をただし、あるいは報告、説明を求め、又は疑問をただすことです。

なお、平成28年第4回定例会より、質問1件につき40分の時間制限を設け、平成29年第1回定例会より、説明員に対し反問権を付与しました。

## 国・政府等へ要望

未来ある子どもたちのために

# プログラミング教育の 格差是正を要望

平成29年  
第4回定例会  
12月21日

## 意見書

▼小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書

提出議員 住吉 英子  
賛成議員 野崎 明廣

平成32年に小学校においてプログラミングが必修化されることに伴い、全国共通の指導内容とすることが求められます。また、IT機器の整備



プログラミング教育の充実を！

は、各地方自治体に委ねられてきたため、財政力により整備状況の差が生じており、指導上必要な機器の整備に対する助成措置が求められます。

そのため、早期にプログラミング指導の概要を明らかにすることや、円滑な指導を行うための財政措置などを要望するもので、審議・採決の結果、**全員賛成で可決**し関係機関に提出しました。

# 地域医療の確保・充実を要望

▼診療報酬を引き下げず地域医療を守ることを求める意見書

提出議員 上村智恵子  
賛成議員 水田 正

安心・安全の医療を国民に安定して提供するた



安心して暮らすためには地域医療の確保が必要です

めには、医療の質を損なわないよう、適正な報酬の確保が必要です。また、公立病院への交付税算定基準を切り替えたことにより、公立病院の経営は一層厳しいものとなっております。そのため、

診療報酬の適正な水準を確保することや、公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・確保を図ることなどを要望するもので、審議・採決の結果、**全員賛成で可決**し関係機関に提出しました。

## 条例制定

委員会提案で政治倫理条例を制定

仁木町議会議員政治倫理条例の制定について、議会活性化特別委員会発委により提出され、審議・採決の結果、**全員賛成で可決**しました。

※詳細は、14ページに掲載



佐藤 秀教 議員

# 中古住宅リフォーム等に支援を

## 町長 前向きに検討する

**問** 町長は2期目の町政を担うにあたり、**4点の公約**を掲げた。この公約を平成30年度予算編成にどのように反映するのか。

**町長** 公約はもとより、第5期仁木町総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、平成30年度の予算編成を進めているが、環境や条件の整備に時間を要する公約については、2期目の任期内での実施や計画づくりが行えるように進めていく。

また、これらの取組を着実に推進させていくため、人材を育成する仕組みづくりを進めていく。

**問** 移住を促進する上で、住宅の確保は不可欠であると考え、空家の解消も含めて、中古住宅におけるリフォーム等への支援を検討しているのか。

**町長** 平成30年度に定住促進空家改修事業を行うことで、前向きに検討している。

**問** ワインツーリズム事業について、将来像が見えない。基本構想の策定はしないのか。

**町長** これから肉付の大きな観光資源にしようとしている段階。今すぐに示すことは難しい。

**問** 一部の町民には、ワインツーリズム事業への町長の考えが浸透せず、理解されていない。やはり、内部体制を整えて、基本構想を示すべきでは。

**町長** 今までの詳細な部分については、議員にお伝えしてきている。議員から町民



に対して「町はこういう観光振興だ」という説明をする責任があると考え、それを果たしているのか。

**佐藤** 当然説明をしている。しかしながら、それを伝えても、まだ現実的なものとなっていないため理解されていない。単発的な事業をやるのではなく、構想を立てて、イメージ化し、それに向けて実施していくことが大切であると考え。



リフォーム支援は移住促進と空家解消で一石二鳥！

**町長** スタートがワイナリーを始め、どこから始まっているため、定着しない不安要素もあったことから、同時進行を進めてきた。今後は既存のワイナリーも含め、基本構想をまとめて、仁木町のビジョンを検討していきたい。

# 労働力・後継者不足の解消を

## 町長 担い手の確保や定着に向けて支援を行う

**問** 本町における農業後継者の現状と後継者不足に対する改善策は。

**町長** 後継者不足の改善策については、次代の担い手を積極的に確保することともに、優れた経営感覚や技術力を持った意欲ある後継者が定着できるように支援に努めていく。

また、新規就農者については、本年10月に「仁木町新規就農受入協議会」が設立され、新規就

農者受入れの受け皿となる組織ができた。今後は、同協議会が窓口になり、関係機関が一体となって、新規就農者の受入支援に努めていく。

**問** 生産者の高齢化等に伴う労働力不足に対する解消策は。

**町長** 農繁期には、外国人農業技能実習生や近隣市町村からのパート作業員を多く受入れ、対応しているのが現状と認識している。

来年度から稼働するJA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設は、最新鋭の共同選果機が導入され、集荷選別に係る労働力の軽減にも大いに効果が発揮されるものと期待して

いる。また、後継者のいない農家については、農業生産法人への集約を促しているような取組についても、今後研究していく。

**問** 果樹・野菜・水稲における生産性の向上方策は。

**町長** 他産地との差別化できる高品質な農作物を栽培することでブランド化が図られ高収益となることや、ミニトマトでは機械選果を導入することで、客観的な選別が市場価値を高め、生産性の向上につながるかと考えている。また、水田の区画拡大などの圃場整備、頭首工改修など農業生産基盤の整備

も生産性の向上につながるものと考えている。



昨年のミニトマトの売上は過去最高額となりました

**問** 生産力を向上するには、地力の増進しかない。堆肥の補助金を増額してはどうか。

**町長** これは、生産者の自己努力によるものと考えている。将来的に長いビジョンを持つて計画を立て、得た収益で投資や整備をしていくという努力がこれから

**問** 他町村には堆肥施設があるが本町はない。そういうことを踏まえて検討すべきでは。

**町長** 野菜・水稲・果樹といった町の財産への支援は必要と考えるが、これまでと同じ支援を継続していきたいと考えている。



水田 正 議員



野崎 明廣 議員

# 今後の稲作農業の方向性は

## 町長 水田農業の構造改革が必要

**問** 平成30年度生産米から、米の生産量を調整する、いわゆる「**減反政策**」が廃止される。これにより、生産過剰による米価の暴落などが懸念されるが、国の米政策見直しによる具体的な支援策は。

**町長** 新おたる農協管内地域農業再生協議会において、新おたる農業協同組合や構成市町村と連携し、現行の生産数量目標に代え、北海道が設定する「生産の目安」などを参考とし、需要に応じた「売れる米づくり」の推進に向け、取組を強化するとともに、後志農業改良普及センターや余市川土地改良区なども連携し、省力技術の導入による農業の省力化、水田の大区画化などによる生産コストの低減、仁木町産米の一層のPRなどに積極的に取り組んでいく。

**問** 本町の稲作農業における今後の方向性は。

**町長** 本町における稲作は、ミニトマト、さくらんぼと並ぶ重要な作物であり、将来にわたって産地として維持していかなければならない。しかし、一方では、担い手の高齢化や後継者不足等、生産基盤の脆弱化が見られており、水田農



稲作農業は新たな時代に

業の構造改革が必要なものと感じている。

このことから、今後の稲作農業は、意欲的な農業者に対し、農用地が利用集積されるよう取り組み、また、農業受委託の促進と合わせ、農業経営の規模拡大が必要と考える。

さらには、需要のある品種への作付け誘導や、こだわり米・クリーン米の生産方式の確立など、新おたる農協管内地域農

業再生協議会が示したビジョンに取り組んでいく必要があると考える。

**問** 生産量や作付配分の調整は、町としての確な指導体制が必要と考えるが。

**副町長** 行政が指導するのではなく、農協や管内再生協議会が担っていくことが適切。今後とも、町と農協が連携を深めて、生産の目安の実効性が確保され、売れる米づくりの推進に向けて、取組を強化していきたいと考えている。

**減反政策とは** 国内で生産される米の価格が下がらないように、国主導で米の生産量の調整を行う農業政策です。国が生産目標を決め、自治体を通じて農家ごとに作付面積が配分されます。

# 学校・保護者と連携していじめ根絶を

## 町長 思いやりを養う教育の充実を図る

**問** いじめを無くするには、保護者・学校・行政の連携が必要と考える。町内小中学校のいじめの実態は。

**町長** 本年11月に実施したアンケート調査において、嫌な思いをしたことがある生徒が数名、そのうち、今でも嫌な思いをしている生徒が何名かいることが判明した。学校が行った本人への聞き取りにより、重大又は深刻ないじめではな

いことが確認されたが、「いじめはいつでもどこでも起こりうる」という認識のもと、規範意識や思いやりを養う教育の充実、強化を図るとともに、未然防止と早期発見・対応の重要性について、各学校へ指示している。

**問** いじめ問題への対策とその効果はどのようなものか。

**町長** 対策として、いじめ防止等のための基本となる事項を定めた「仁木町子どものいじめ防止条例」の制定を始め、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校内組織の構築を図って

るほか、北海道教育委員会による「スクールカウンセラー活用事業」を取り入れ、各中学校にスクールカウンセラーを配置し、各小学校と連携しながら、月2回程度、いじめや不登校、友人関係の悩みを抱える児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者への助言をいただく環境を整備してきた。これにより、いじめ事案の長期化、複雑化又は深刻化を防ぐための効果が期待できると考えている。

**問** 教育勅語を道徳教育に使ったらどうか。

**教育長** この教育勅語に謳



保護者・学校・行政の密な連携を！

われている、家族愛や友情、勤勉、努力や社会奉仕の精神などは、いつの時代でも変わらない価値のあるものであり、子どもたちに指導すべき内容であると認識している。文科科学省は、倫理観や道徳観の寛容を図るため、発達の段階に応じた道徳教材「私たちの道徳」を平成26年から新たに改定し、本町においても、それを教材として使っている。教育委員会としては、今後とも本教

材を積極的に活用し、教育勅語に謳われている、家族愛や友情、勤勉、努力や社会奉仕の精神などの倫理観や道徳観を子どもたちに養っていきたいと考えている。

**ニキボーの友に？** **教育勅語とは** 明治23年に発表された第2次世界大戦前の日本の道徳教育の根幹で、「親孝行」などの道徳を尊重するよう謳われています。戦後廃止されましたが、平成29年3月31日に、憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることは否定しないと閣議決定されました。



林 正一 議員



住吉 英子 議員

# 地域に広がる介護予防の推進を

## 町長 主体性を尊重し支援していく

**問** 介護予防・日常生活支援総合事業を推進していくにあたり、**介護ボランティアポイント制度**の導入はしないのか。

**町長** 本制度の導入は、ボランティア活動に参加する新しい人材発掘のきっかけとなるほか、地域包括ケアシステム構築に不可欠とされる住民参加意識の高まりにもつながるものと考えられる。

後志管内では、1つの自治体が導入しているが、今後道内における先進事例を含め、本町に適切な仕組みづくりに向けた調査や研究に努めていきたい。

**問** 高齢者の「通いの場」を介護予防・日常生活支援総合事業に組み入れ、地域づくりによる介護予防を推進すべきと考えるが、町長の見解は。

**町長** 平成28年度から、総合事業における介護予防の一環として、通所型短期集中予防サービス運動教室を開催し、本事業を「通いの場」としている。

また、住民主体の「通いの場」として、銀山ふれあいサロン、尾根内サロン等が開設されており、サロンの要望に合わせ、保健師や健康運動指導士等による健康教育や健康相談などの支援を行っている。

今後も地域の主体性を尊重し、要望に合わせた支援で関わっていく。



健康が一番！体力づくりを心がけましょう！

**問** 地域共生社会の実現に向けて、北海道では、「共生型地域福祉拠点」の設置を推進しているが、本町の導入状況は。

**町長** 本町では、大江学園共生型生活支援センター「しょぶの丘」が平成22年に整備されている。同施設

は、施設の利用者である高齢者や障がい者と地域住民が交流し、お互いに支え合いながら共生する住まいの場となっている。

町においては、福祉の拠点となる施設等の整備を今後検討していきたいと考えているが、その中で、共生型地域福祉拠点の導入等を調査研究していく。

**ニキポーの旗に？**  
**介護ボランティアポイント制度とは**  
高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励・支援するもので、ボランティア活動に対して評価ポイントを付与し、そのポイントに応じて換金や商品券を交付する制度です。

# 「まちづくり基本条例」の制定を

## 町長 条例の枠に拘らず町民と連携

**問** 行政への住民参加や情報共有などの仕組みを制度として保障する「まちづくり基本条例」が必要であると考えられる。町長の見解は。

**町長** 「まちづくり基本条例」いわゆる「自治基本条例」は、道内の57市町村で制定されており、現在も都市部を中心に制定に向けて検討していると伺っている。

「自治基本条例」は、情報の共有や住民参加・

協働などの自治の基本原則を、各自治体の目的や実態に則した内容で設定している一方、行政事務の煩雑化や遅延、十分な合意形成がないままに制定を進めたことによるトラブルなども報告されている。

本町においては、平成22年第2回定例会の際に、「自治基本条例」を制定せずに、既存の制度や取組を活用し、より多くの町民に参加できる体制を築くと答弁しており、私としても、基本的に同じ考えである。

「自治基本条例」の枠に拘らず、町民の皆さまとまちづくりに向け、連携を深めていきたい。

**問** 条例制定を行わないのであれば、どのように町民の声を聴いていくのか。

**副町長** 時間を惜しまず、職員が地域に向かい膝を詰め、そして耳を傾けるようにしてきている。

本町のコンパクトさを生かして、形や枠に拘らず、町民の皆さんと向き合いながら進めていきたい。

**問** 暮らしとまちづくり出前講座は、今でも開催しているのか。

**副町長** 最近行っている。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、

職員が地域に出向き、町民の皆さまと接する場を設けるようにしているため、出前講座としてはなく、幅広くいろんな面で対応できるような環境は整っていると考えている。

**問** 町民相互の連携を図るためには、まちづくり基本条例に照らし合わせながら行うことが重要と考えるが、最後にもう一度伺う。



町民と行政の情報共有が重要です

**町長** 職員に対しては、まずは現場に足を運んで地域住民の声を聞き、その思いを形にする努力が必要だということ、幾度も話してきた。私自身も含めた職員の意識改革を、更に強めていかなければならない。今後は、そういった部分を、鋭意努力していきたいと考えている。

# 赤井川村で総会を開催



総会の様子

今回で65回目を迎える北海道女性議員協議会総会が、平成29年11月11日・12日に後志管内赤井川村において開催されました。

11日の総会では、全道各地の女性議員から提出された5件の議案を審議し、全て全会一致で採択しました。

12日は「いのちとくらしを守る備災」と題して、北海道防災教育アドバイザーの太田晴美氏による基調講演が行われ、講演の中で太田氏は「災害の種類として、自然災害・人為災害・複合災害などがあるが、日本の災害は多様多発しており、発生時期・規模を正確に予測することが難しい。そのため、気象情報や地域性、対象者特性、起こりうるリスク等、それぞれ

## 女性議員の資質向上を目的に

て、北海道防災教育アドバイザーの太田晴美氏による基調講演が行われ、講演の中で太田氏は「災害の種類として、自然災害・人為災害・複合災害などがあるが、日本の災害は多様多発しており、発生時期・規模を正確に予測することが難しい。そのため、気象情報や地域性、対象者特性、起こりうるリスク等、それぞれ

### 採択された議案

- ▼ 学校給食の無償化を求める要望
- ▼ 全ての障がい者が公共交通機関の運賃割引の適用対象となるよう具体的な対策を求める要望
- ▼ 国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止と子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置を求める意見書
- ▼ 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書
- ▼ エキノコックス駆除対策の推進を求める要望

## ぎかイトピックス

12月21日に佐藤町長、林副町長、角谷教育長、原田代表監査委員を招き、学校給食試食会を実施しました。この試食会は、学校給食の献立と調理の状況及び食味把握のため、平成18年より毎年実施しているものです。当日は、12月の献立表が資料として配布され、「クリスマス献立」として、ロールケーキが付く、子どもが喜ぶようなメニューがあるなど、季節感のある献立づくりがされており、食べる楽しさで食育の充実を図ることも大切だと感じました。

### 季節感のある献立で食育推進

学校給食試食会を実施



給食試食会メニュー  
カレーうどん・たこ焼き・みかん・牛乳  
(799kcal)



# 議員の政治倫理を確立

## 「仁木町議会議員政治倫理条例」を制定

平成29年11月27日開催の議会活性化特別委員会において、「仁木町議会議員政治倫理条例」を平成29年第4回定例会に提出することが決定されました。

制定に向けて調査・研究をしていくことを決定し、半年間、計8回の協議を重ねてまいりました。

同条例は、12月21日開催の平成29年第4回定例会において、委員会発委により上程され、可決、

同日付けで公布ののち平成30年1月1日付けで施行することとなりました。\*内容については、表を参照

### 仁木町議会議員政治倫理条例の概要

同条例は、17条の条文で構成され、各条の内容は以下のとおりです。

- 第1条 条例の目的について
- 第2条 議員の責務について
- 第3条 この条例を遵守する旨の宣誓書の提出について
- 第4条 議員が遵守すべき政治倫理基準（以下「基準」という。）について
- 第5条 兼業の報告義務について
- 第6条 税の納付状況の報告義務について
- 第7条 町が行う契約等に関する遵守事項について
- 第8条 基準に違反する疑いのある議員がいる場合の調査の請求方法について  
(町民一選挙権を有する町民50分の1以上の連署・議員2人の連署)
- 第9条 審査会の設置について
- 第10条 審査会の運営について
- 第11条 調査請求された議員の協力義務について
- 第12条 調査結果の公表について
- 第13条 議会の措置について
- 第14条 職務関連犯罪（贈収賄罪等）による逮捕後の説明会開催について
- 第15条 職務関連犯罪による起訴後の説明会開催について
- 第16条 有罪確定後の議会の措置について
- 第17条 委任について

\*政治倫理条例全文につきましては、町HPをご覧ください。





# 町民参加型イベントの充実を

平畑 貴弘 さん(然別)

連載10回目は、然別在住の平畑さんファミリーを紹介します。奥様と2人のお子さんの4人家族です。ご夫婦ともに新おたる農業協同組合に勤務されています。

◎ 仁木の子育て環境はどうですか。

子どもの医療費無料や保育料の軽減など、大変ありがたいです。非常に満足しています。

◎ 子どもの生活のことで望むものはありますか。

水遊びができる公園があったらうれしいですね。いつも札幌までいかなければならないので、近くにあると助かります。

◎ 町に対して何か望むことはありますか。

然別に住んでいるので、JRをよく活用しています。子どもが大きくなった時の通学のことを考えると存続してほしいです。

また、二千二千巻きなど、子どもや若い方が気軽に参加できるイベントがたくさんあると町が活性化されるのではないかと思いません。

若い方に住んでもらうための雇用の創出なども積極的に行ってほしいですね。



(取材・インタビュー 住吉英子)

◎ 議会を傍聴したことはありますか。

仕事の関係で傍聴したことはありませんが、興味があるのでしてみたいと思います。

◎ お子さんに対してメッセージを！

他人に迷惑をかけず、優しく元気に育ってほしいです。

上のお子さんは、元気で明るく、パパが大好き。そんな姿に貴弘さんは、癒されていることでしょう。また、下のお子さんは、昨年10月に生まれたばかりで、これから2人の将来が楽しみとおっしゃっていました。子どもたちの未来のためにも、町をあげて、子どもを考える環境の整備をしなければなりません。

次の議会は  
**3月**  
**定例会**  
(3月中旬開催予定)  
ぜひ傍聴に来てください

◆編集・発行責任者

議長 横関 一雄

◆議会広報編集特別委員会

委員長 住吉 英子

副委員長 嶋田 茂

委員 佐藤 秀教

委員 野崎 明廣

## まちの魅力を発信します

輝く町民々を紹介!



### 地域おこし協力隊 浅川 りえ子 さん

昨年5月から、地域おこし協力隊として活動されている浅川りえ子さんを紹介します。

大学で観光学を学び、前職では観光業界の国家検定構築プロジェクトにも携わっていたという浅川さん。地域おこし協力隊として、テレビ・雑誌等におけるまちの魅力発信や、雇用の維持・創出のための地元企業への支援など、多岐にわたって本町の地域振興に関する活動をされています。本町の印象を伺ったところ、「人の温かさ、花のかわいらしさ、フルーツの香りの3つが印象的でした」と述べていました。



また、ヨガがご趣味ということで、休みの日は、ヨガに親しみながら、町のイベントがあった際には積極的に参加し、未来のためにどんな貢献ができるかを考えているとのこと。

最後に町民の皆さんへのメッセージをお願いしたところ、「いつも温かなお気遣いをいただき心から感謝しています。仁木町の魅力は町民の皆さまの思いがカタチとなって表れた結晶だと思います。その魅力をより多くの人に伝えていくお手伝いをしたいと考えてますので、ぜひ活用していただければ幸いです」とのメッセージをいただきました。浅川さんの更なるご活躍を期待しています。

(取材・記事 嶋田 茂)



二キボーとテレビに出演しました

### 寄付行為の禁止

議員は、選挙区内の方にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が求めてもいません。ご理解をお願いします。